

『求人の少ない地域における雇用に関する支援策を知りたい』

地域雇用開発奨励金

求人の少ない地域において雇入れを行う場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域(※)、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域(※)において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇い入れる事業主は助成金を受けることができます。

支援内容

同意雇用開発促進地域(※)等に事業所を設置または整備し、その地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、施設等の設置等費用と雇い入れた地域求職者により増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備に要した費用	対象労働者の増加数()内は創業の場合のみ適用)			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人～
300万円～1,000万円	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円～3,000万円	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円～5,000万円	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円～	120万円	200万円	400万円	800万円

※中小企業事業主の場合は、1回目の支給時に1/2の額を上乗せ。創業の場合は、1回目の支給時に同額を上乗せ。

※同意雇用開発促進地域:都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域。

※過疎等雇用改善地域:厚生労働大臣が指定する地域。

※大規模雇用開発計画に係る特別措置:100人(200人)の雇入れ及び設置・整備に要した費用が50億円の場合は1億円(2億円)の助成。

※戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例:1回目の支給時に雇入れ1人あたり50万円を上乗せ。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、当該計画期間の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>